

(府省名:文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
在外教育施設派遣教員在外管理システム及び在外教育施設派遣旅費執行事務管理システム保守一式	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	財団法人日本システム開発研究所	東京都新宿区新宿1-28-15	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、「在外教育施設派遣教員在勤管理システム」及び「在外教育施設派遣教員旅費執行事務管理システム」(以下、「本システム」という。)の安定運用のための必要なサポート体制の整備を図り、迅速かつ適切に対応するための保守等を実施させるものである。本システムは、財団法人日本システム開発研究所が著作権を有するパッケージソフト「出張旅費システム」に、所要の機能追加・機能拡張を行うなどして開発し、現在まで運用してきているものである。そのため、本システムについての保守を実施できる者は、「出張旅費システム」の著作権を有する財団法人日本システム開発研究所の他には存在しない。よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により財団法人日本システム開発研究所と随意契約を締結するものである。	2,470,000	2,470,000	100.00%	—	本件は、「在外教育施設派遣教員在勤管理システム」及び「在外教育施設派遣教員旅費執行事務管理システム」(以下、「本システム」という。)の安定運用のための必要なサポート体制の整備を図り、迅速かつ適切に対応するための保守を実施させるものである。本システムは、財団法人日本システム開発研究所が著作権を有するパッケージソフト「出張旅費システム」に、所要の機能追加・機能拡張を行うなどして開発し、現在まで運用してきているものであり、本システムについての保守を実施できる者は、「出張旅費システム」の著作権を有する財団法人日本システム開発研究所の他には存在しないため。	その他	
霞が関コンゴート管理組合の管理者業務	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社新日鉄都市開発	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	文部科学省、財団法人霞山会、住友不動産株式会社、霞が関7号館PF株式会社及び霞が関開発特定目的会社が平成19年9月28日付で合意の上で定めた霞が関コンゴート管理規約(以下「管理規約」という。))において、管理者として株式会社新日鉄都市開発が選任された。よって、他の業者では、本業務を行うことができないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を締結するものである。	20,081,787	20,081,787	100.00%	—	文部科学省、財団法人霞山会、住友不動産株式会社、霞が関7号館PF株式会社及び霞が関開発特定目的会社が平成19年9月28日付で合意の上で定めた霞が関コンゴート管理規約(以下「管理規約」という。))において、管理者として株式会社新日鉄都市開発が選任されたため。	その他	【連名契約】 霞山館 住友不動産 霞が関7号館 PF 霞が関開発特定目的会社
CNN映像情報の受信	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社日本ケーブルテレビジョン	東京都渋谷区神宮前一丁目3番10号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	文部科学省では、職員の国際情勢への知識の涵養と語学力の向上を図るため、英語テレビニュース放送を導入している。国内において、24時間の英語テレビニュース放送を行っているのは、株式会社日本ケーブルテレビジョン(JCTV)が行っている米国のニュース専門局CNN(ケーブルニュースネットワーク)の衛星による生放送のみである。この「CNNインターナショナル映像情報」を官公庁、企業、各種団体等が視聴する場合は業務用契約(法人契約)を締結出来る相手方は、米園CNN社からの独占放送権を保有する株式会社日本ケーブルテレビジョンのみである。以上のことから、CNNインターナショナル映像情報の受信について、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、株式会社日本ケーブルテレビジョンと随意契約を締結するものである。	3,857,490	3,857,490	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものであるため。	二(カ)	【連名契約】 文化庁
「47行政ジャーナル」の利用	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	一般社団法人共同通信社	東京都港区東新橋一丁目7番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「47行政ジャーナル」は、株式会社共同通信社のみが情報を配信しているおり、競争を許さないため。	3,150,000	3,150,000	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものであるため。	二(カ)	
日本放送協会との放送受信契約	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	日本放送協会	東京都渋谷区神南2丁目2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	放送法第64項第1項に基づき、放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならないため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を締結するものである。	3,765,040	3,765,040	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものであるため。	イ(イ)	
行政文書ファイルの保管及び集配送に係る請負業務	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	三井倉庫株式会社	東京都港区西新橋3丁目20番1号	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第8号	現在、三井倉庫に旧科学技術庁が作成した文書ファイルが保管されており、必要なたび集配送を行っている。省内には当該ファイルを保管するスペースがないため、平成24年度においても引き続き会計法第29条の3第5項及び、予算決算及び会計令第99条第8号により当該契約を締結するものである。	保管料1箱(1ヶ月)66.15円 入出庫料1箱(片道)92.50円 集配送料(1～5箱)1回(片道)1050.00円 集配送料(6～40箱)1箱(片道)210.00円	保管料1箱(1ヶ月)66.15円 入出庫料1箱(片道)92.50円 集配送料(1～5箱)1回(片道)1050.00円 集配送料(6～40箱)1箱(片道)210.00円	100.00%	—	最も好適の条件を有する者であるため。	その他	(予定調達総額) 平成23年度実績:1,630,925円
文部科学省政府調達情報システムソフトウェア保守	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社ソフトウェア設計	東京都台東区北二野二丁目6番4号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該システムを開発したのは株式会社ソフトウェア設計であり、当該システムの著作権は株式会社ソフトウェア設計が有し、プログラムソースについても一般に公開していないことから当該業務を行うことができる者は、株式会社ソフトウェア設計以外には存在しない。以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、株式会社ソフトウェア設計と随意契約を締結するものとする。	7,860,000	7,860,000	100.00%	—	排他的権利(著作権)により、契約の相手方が特定されるものであるため。	その他	
時事セナルニュースの受信	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	文部科学省では、迅速な情報収集を行い省内業務の円滑な遂行を図ること及び報道事務の充実を図るためにオンラインニュースを導入することとしている。オンラインニュースの導入に当たっては、情報量の充実及び情報を多面的に得るために、2社以上から受信することが必要である。国内においては、株式会社時事通信社と社団法人共同通信社がオンラインニュースを発信していることから、文部科学省では2社のオンラインニュースを受信することとしている。本契約に係る時事セナルニュースは、株式会社時事通信社のみが発信しているものである。以上のことから、時事セナルニュースの受信について、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、株式会社時事通信社と随意契約を締結するものである。	8,442,000	8,442,000	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものであるため。	二(ハ)	
共同通信スクリーンニュースの受信	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	一般社団法人共同通信社	東京都港区東新橋一丁目7番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	文部科学省では、迅速な情報収集を行い省内業務の円滑な遂行を図ること及び報道事務の充実を図るためにオンラインニュースを導入することとしている。オンラインニュースの導入に当たっては、情報量の充実及び情報を多面的に得るために、2社以上から受信することが必要である。国内においては、株式会社時事通信社と社団法人共同通信社がオンラインニュースを発信していることから、文部科学省では2社のオンラインニュースを受信することとしている。本契約に係る共同通信スクリーンニュースは、社団法人共同通信社のみが発信しているものである。以上のことから、共同通信スクリーンニュースの受信について、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、社団法人共同通信社と随意契約を締結するものである。	11,529,000	11,529,000	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものであるため。	二(ハ)	
第一法規情報総合データベースの利用	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	第一法規株式会社	東京都港区南青山二丁目11番17号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	第一法規情報総合データベースは、現行法規等をインターネットから検索し、文献等を利用できる唯一のデータベースサービスであり、第一法規株式会社から直接運営しており、他に同様のサービスを行える者がいないことから、競争を許さない。	1,940,400	1,940,400	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものであるため。	二(カ)	
行政情報サービス(JAMP)の利用	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「官庁速報」関係の通信型データベースは、株式会社時事通信社が運営している「JAMP」のみで配信しているため、競争を許さない。	8,820,000	8,820,000	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものであるため。	二(ハ)	

平成24年度官庁会計システムの保守	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社リコー	東京都大田区中馬込一丁目3番6号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	官庁会計システムは、予算の示達に関する事務及び予算執行に関する一連の事務を効率化し、省力化を図ることを目的として、ADAMS IIと連動した作業を行うシステムである。今回の調達には、官庁会計システムに搭載されている予算の示達に関するシステム、謝金に関するシステム、物品管理に関するシステム、支出負担行為及び支出に関するシステムの円滑な運営と安定した稼働環境を実現する必要があるため、システムの保守を行うものである。保守内容として、各システムの運用時において操作等についての質問対応や障害発生時のシナジー及びプログラムの不具合の切り分け、並びにそれに対する早急な対応やセキュリティ管理等が求められる。本システムについては、基本ソフトが御同一製のパッケージソフトであるため、著作権は、御同一が有しており、プログラムソースについても一般に公開されておらず、他者において保守を行うことが出来ない。以上の理由により、会計法29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき株式会社リコーと随意契約を締結するものである。	5,222,490	5,222,490	100.00%	—	排他的権利(著作権)により、契約の相手方が特定されるものであるため。	その他
平成24年度新聞・定期刊行物	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町一丁目7番10号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	丸の内新聞事業協同組合は各新聞社の発行する新聞を一括して納入できる唯一の機関であるとともに、価格が維持されていることから価格面での競争の余地が無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	丸の内新聞事業協同組合は各新聞社の発行する新聞を一括して納入できる唯一の機関であるとともに、価格が維持されていることから価格面での競争の余地が無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	(予定調達総額)平成23年度実績:29,939,203円
平成24年度新聞・定期刊行物	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社官庁通信社	東京都千代田区神田須田町二丁目13番14号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	直接販売のため、唯一実施可能であったのは本契約の相手方のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	直接販売のため、唯一実施可能であったのは本契約の相手方のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	(予定調達総額)平成23年度実績:6,232,275円
平成24年度新聞・定期刊行物	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	直接販売のため、唯一実施可能であったのは本契約の相手方のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	直接販売のため、唯一実施可能であったのは本契約の相手方のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	(予定調達総額)平成23年度実績:2,347,695円
平成24年度新聞・定期刊行物	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社文教ニュース社	東京都港区西新橋一丁目23番10号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	直接販売のため、唯一実施可能であったのは本契約の相手方のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	直接販売のため、唯一実施可能であったのは本契約の相手方のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	(予定調達総額)平成23年度実績:7,721,280円
平成24年度における信書等発送業務	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	郵便事業株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本業務を行うことが可能な一般信書便事業者が存在しないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	総務大臣認可料金	総務大臣認可料金	—	—	本業務を行うことが可能な一般信書便事業者が存在しないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ハ)【連名契約】文化庁
公立学校施設整備費補助金等の執行事務管理システムの保守等	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	財団法人日本システム開発研究所	東京都新宿区新宿一丁目28番15号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該システムは、財団法人日本システム開発研究所が考案した「暗号化及び複合化処理機能」を使用したプログラムとなっており、権利保護の観点からもシステムに係る障害対応や保守を行っている相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	29,259,720	29,259,720	100.00%	—	当該システムは、財団法人日本システム開発研究所が考案した「暗号化及び複合化処理機能」を使用したプログラムとなっており、権利保護の観点からもシステムに係る障害対応や保守を行っている相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	その他
電子入札コアシステムのプログラム・サポートサービス	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	一般財団法人日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂7-10-207カカヒアスアヴェニュービル	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本システムは、当該法人が開発し、知的財産権を有しているため、権利保護の観点から当該業務を行える相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,150,000	3,150,000	100.00%	—	本システムは、当該法人が開発し、知的財産権を有しているため、権利保護の観点から当該業務を行える相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他
平成24年度気象情報提供業務	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	一般財団法人日本気象協会	東京都豊島区東池袋3-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者が一に限られ、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,339,000	3,339,000	100.00%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者が一に限られ、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ハ)
原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所の賃貸借契約	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、不動産業者及び不動産仲介業者を通じ、「虎ノ門・新橋エリア」、「内幸町・日比谷エリア」で、空室となっている大規模オフィス物件をリストアップして比較検討したところ、文部科学省が求める仕様を満たし、かつ賃料が低廉である「COI新橋ビル」については、三菱UFJ信託銀行株式会社が所有しており、賃貸借契約の相手方としては、三菱UFJ信託銀行株式会社以外に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	97,150,692	97,150,692	100.00%	—	本件は、不動産業者及び不動産仲介業者を通じ、「虎ノ門・新橋エリア」、「内幸町・日比谷エリア」で、空室となっている大規模オフィス物件をリストアップして比較検討したところ、文部科学省が求める仕様を満たし、かつ賃料が低廉である「COI新橋ビル」については、三菱UFJ信託銀行株式会社が所有しており、賃貸借契約の相手方としては、三菱UFJ信託銀行株式会社以外に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他
原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所の賃貸借契約	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社郡中ビルディング	福島県郡山市虎丸町15番4号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、不動産業者及び不動産仲介業者を通じ、空室となっているオフィス物件をリストアップして比較検討したところ、文部科学省が求める仕様を満たし、かつ賃料が低廉である「郡中東口ビル」を選定した。この郡中東口ビルについては、株式会社郡中ビルディングが所有しており、賃貸借契約の相手方としては、株式会社郡中ビルディング以外に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	9,354,000	9,354,000	100.00%	—	本件は、不動産業者及び不動産仲介業者を通じ、空室となっているオフィス物件をリストアップして比較検討したところ、文部科学省が求める仕様を満たし、かつ賃料が低廉である「郡中東口ビル」を選定した。この郡中東口ビルについては、株式会社郡中ビルディングが所有しており、賃貸借契約の相手方としては、株式会社郡中ビルディング以外に存在しないため。	その他
平成24年度六ヶ所保障措置分析所(土地・建物)の賃貸借	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	日本原燃株式会社	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4番地108	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、文部科学省が再処理事業所の操業開始に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に定めるところにより、必要な保障措置業務を実施するために、当該業務に必要な施設を借り上げるものである。保障措置業務を実施するためには、再処理事業所の近隣にその施設を有する必要があるが、当該条件を満たす保障措置業務を実施できる場所があり、かつ、保障措置業務に必要な施設を提供できる者は、日本原燃株式会社以外に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	335,267,526	335,267,526	100.00%	—	本件は、文部科学省が再処理事業所の操業開始に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に定めるところにより、必要な保障措置業務を実施するために、当該業務に必要な施設を借り上げるものである。保障措置業務を実施するためには、再処理事業所の近隣にその施設を有すること等が必要であるが、当該条件を満たす保障措置業務を実施できる場所があり、かつ、保障措置業務に必要な施設を提供できる者は、日本原燃株式会社以外に存在しないため。	その他
平成24年度東海保障措置分析所施設用地の賃貸借	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	独立行政法人日本原子力研究開発機構	茨城県那珂郡東海村白方白根2番地4	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、東海保障措置分析所施設に必要な土地を借り上げるものである。既に当該地上に必要な施設を整備している同一の土地を独立行政法人日本原子力研究開発機構より引き続き借り上げるものであるため、賃貸借契約の相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,166,884	2,166,884	100.00%	—	本件は、東海保障措置分析所施設に必要な土地を借り上げるものである。既に当該地上に必要な施設を整備している同一の土地を独立行政法人日本原子力研究開発機構より引き続き借り上げるものであるため、賃貸借契約の相手方は当該法人以外に存在しないため。	その他
放射線モニタリングデータ統合システム改修業務(積算線量等表示機能の拡充)	大臣官房会計課長 高橋 道和	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月13日	富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区小田中四丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	今回、新たに追加する機能は、積算線量結果のデータベースを自動生成し、表示されることを可能とする機能であるが、単に表示機能を付加するだけではなく、既に構築・運用されている既存システムのデータベース内のデータを解析し、処理する必要があるため、既存システムの根幹となるプログラムを直接改修することが要求されるため、既存システムが稼働している富士通株式会社データセンター内での改修作業が必要となる。しかしながら、同社データセンター内には、情報セキュリティの観点から、同社内関係者の限られた者しか入室できず、今回の改修業務についても同社内関係者しか行けないことから、本件業務を行う相手方は富士通株式会社をおいて他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	9,870,000	9,870,000	100.00%	—	既存システムの根幹となるプログラムを直接改修することが要求されるため、既存システムが稼働している富士通株式会社データセンター内での改修作業が必要となる。しかしながら、同社データセンター内には、情報セキュリティの観点から、同社内関係者の限られた者しか入室できず、本件業務を行う相手方は富士通株式会社をおいて他にないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他

平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,862,912	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	教育図書株式会社	東京都千代田区神田小川町3-3-2	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	15,526,286	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	学校図書株式会社	東京都北区東十条3-10-36	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	24,666,537	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 三省堂	東京都千代田区三崎町二丁目2番14号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	6,481,650	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	教育出版株式会社	東京都千代田区神田神保町2-10	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	22,421,280	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 教育芸術社	東京都豊島区長崎1-12番15号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	10,524,451	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 清水書院	東京都千代田区飯田橋3丁目11番6号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	3,828,360	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎2丁目19番9号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	28,747,104	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 帝国書院	東京都千代田区神田神保町3-29	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	17,155,467	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 新興出版社啓林館	大阪府天王寺区大通4-3-25	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	21,135,666	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	日本文教出版株式会社	大阪府大阪市住吉区南住吉4丁目7番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	19,309,021	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 学研教育みらい	東京都品川区西五反田2-11-8	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	4,574,741	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度前期用「教科用特定図書等」	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 育麟社	東京都港区海岸1-15-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,991,949	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	東京書籍株式会社	東京都北区船場2丁目17番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「あたらしい こくご 一上」1冊301.95円、「新しい国語 1,1冊753.39円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:114,231,455円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	大日本図書株式会社	東京都文京区大塚3丁目11番6号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「たのしいさんすう 1」1冊305.91円、「中学校写真 一年」1冊151.47円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:26,339,039円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「ずがこうさく1・2 上 わくわくするね」1冊204.93円、「美術 1」1冊306.90円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:4,230,977円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	学校図書株式会社	東京都北区東十条3-10-36	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「みんなとまなぶ しょうがっこう こくご 一ねん上」1冊317.79円、「中学校国語 1」1冊753.39円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:14,196,910円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 三省堂	東京都千代田区三崎町二丁目2番14号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「しよがくせいのかくご 一年上」1冊331.65円、「中学生の国語 一年」1冊227.70円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:4,626,713円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	教育出版株式会社	東京都千代田区神田神保町2丁目10番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「ひろがることば しょうがくこくご 1上」1冊302.94円、「伝え合う言葉 中学国語 1」1冊753.39円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:43,686,475円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 教育芸術社	東京都豊島区長崎1-12番15号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「小学生のおながく 1」1冊204.93円、「中学生の音楽 1」1冊234.63円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:13,760,994円

平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎2丁目19番9号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「こくごー上 かざぐるま」1冊329.67円、「国語1」1冊753.39円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:37,485,072円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 帝国書院	東京都千代田区神田神保町3-29	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「楽しく学ぶ 小学生の地図帳 4・5・6年最新版」1冊441.54円、「社会科中学生の地理世界のすがた日本の国土」1冊728.64円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:16,839,075円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 新興出版社啓林館	大阪府天王寺区大道4-3-25	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「わくわく さんすう1」1冊305.91円、「未来へひろがる数学1」1冊575.19円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:23,806,627円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	日本文教出版株式会社	大阪府大阪市住吉区南住吉4丁目7番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「しよしがくしよしゃねん」1冊157.47円、「中学生社会地理的分野」1冊728.64円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:28,013,953円
平成24年度転学用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 学研教育みらい	東京都品川区西五反田2-11-8	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「みんなのほけん3・4年」1冊198.99円、「中学保健体育」1冊396.00円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:5,778,222円
平成24年度転学用教科用図書(一般図書)	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	一般社団法人全国教科書供給協会	東京都江東区千石1-9-28	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「点字 小 光村 書写 2-1」1冊5,054円、「点字 小 光村 書写2-2」1冊5,054円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:21,777.50円
平成24年度転学用教科用図書(一般図書)	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「小 ずがこうさく1・2 上 わくわくするね(園工102)拡大版[22P]」1冊 24,478円、「小 ずがこうさく1・2 下 みんなおいでよ(園工103)拡大版[22P]」1冊 24,478円 ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:2,781,988円
平成24年度転学用教科用図書(一般図書)	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 キューズ	東京都新宿区三栄町25 Uビル3F	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「中 新編 新しい社会 歴史(歴史709)拡大版[19P](全3分冊)」1107,792円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:2,183,989円
平成24年度転学用教科用図書(一般図書)	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 日教版	東京都文京区後楽1-4-25	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「もじのえほん あいうえお」1冊1,575円、「もじのえほん かたかなイウエオ」1冊1,575円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:11,578,113円
平成24年度転学用「教科用特定図書」等	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	東京書籍株式会社	東京都北区堀船2丁目17番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「小 新しいほけん 3・4(保健301)拡大版[26P]」1冊12,348円、「小 新しいほけん 3・4(保健301)拡大版[30P]」1冊 12,348円 ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:2,769,795円
平成24年度転学用「教科用特定図書」等	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「小 ずがこうさく1・2 上 わくわくするね(園工102)拡大版[22P]」1冊 24,478円、「小 ずがこうさく1・2 下 みんなおいでよ(園工103)拡大版[22P]」1冊 24,478円 ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:2,561,447円
平成24年度転学用「教科用特定図書」等	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	教育出版社株式会社	東京都千代田区神田神保町2丁目10番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「小 小学 書写 5(書写504)拡大版[18P]」1冊 8,085円、「小 小学 書写5(書写504)拡大版[22P]」1冊 8,085円 ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:3,334,275円
平成24年度転学用「教科用特定図書」等	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社 キューズ	東京都新宿区三栄町25 Uビル3F	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「中 新編 新しい社会 歴史(歴史709)拡大版[19P](全3分冊)」1107,792円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:2,428,334円
出国学給児童生徒用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎2丁目19番9号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「こくごー上 かざぐるま」1冊280,053円、「国語1」1冊640,001円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:2,357,156円

出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	東京書籍株式会社	東京都北区堀船2丁目17番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「新しい社会 3・4上」1冊439,002円、「新しい社会 地理」1冊618,976円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:6,784,834円
出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	大日本図書株式会社	東京都文京区大塚3丁目11番6号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「たのしい理科 3年」1冊507,964円、「たのしい理科 4年-1」1冊334,718円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:1,224,083円
出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社帝国書院	東京都千代田区神田神保町3丁目29番	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「楽しく学ぶ:小学生の地図帳 4・5・6年 最新版」1冊375,086円、「中学校社会科地図」1冊879,686円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:299,769円
出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社教育芸術社	東京都豊島区長崎1丁目12番15号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「小学生のおんがく1」1冊174,087円、「中学生の音楽 1」1冊199,317円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:551,274円
出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	日本文教出版株式会社	大阪府大阪市住吉区南住吉4丁目7番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「ずがこうさく 1・2上 かんじたこと」1冊174,087円、「楽家」楽符との出会い」1冊280.71円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:978,486円
出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「小学校 わたしたちの家庭科 5・6」1冊222,605円、「技術・家庭(技術分野)」1冊524,784円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:132,685円
出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社新興出版社啓林館	大阪府大阪市天王寺区大道4丁目3番25号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「未来へひろがる数学1」1冊488,621円、「未来へひろがるサイエンス 1」1冊469,278円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績なし
出国学齢児童生使用教科書(平成24年度)の購入契約	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社学研教育みらい	東京都品川区西五反田2丁目11番8号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	「中学保健体育」1冊336,400円、「新・中学保健体育」1冊317,057円ほか	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	(予定調達総額)平成23年度実績:235,737円
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	東京書籍株式会社	東京都北区堀船 2-17-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁210円 ほか	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他	
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	大日本図書株式会社	東京都文京区大塚3丁目十一番六号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁300円 ほか	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他	
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	教育図書株式会社	東京都千代田区神田小川町3-3-2マツシビル4階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁382円 ほか	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他	
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	実教出版株式会社	東京都千代田区五番町五番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁382円 ほか	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他	
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁420円 ほか	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他	
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	学校図書株式会社	東京都北区東十条三丁目10番36号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁315円 ほか	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他	
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社三省堂	東京都千代田区三崎町2-22-14	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁100円 ほか	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様ものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他	

教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社友文書院	東京都千代田区神田駿河台1-5-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁340円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社筑摩書房	東京都台東区蔵前2-5-3	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁300円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社コロナ社	東京都文京区千石4丁目46番10号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁315円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社第一学習社	広島県広島市西区横川新町7番14号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁75円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	三友社出版株式会社	東京都文京区音羽1-9-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁300円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社文教社	香川県高松市本町6-22	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁392円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社光文書院	東京都千代田区五番町十四番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁418円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社ピアノ桐原	東京都新宿区西新宿6-8-1新館オークタワー23F	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁210円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社扶桑社	東京都港区海岸1-15-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁560円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社フォーイン	愛知県名古屋市中千種区桜が丘292番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁340円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社日本書籍新社	東京都文京区小石川4丁目14番24号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁468円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社学研教育みらい	東京都品川区西五反田2丁目11番8号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁393円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
教科書デジタルデータ(PDF形式)作成	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	株式会社自由社	東京都文京区水道2-6-3(社)日本出版協会ビル202号室	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由により、会計法第二十九条の三第4項の規定により随意契約を行う	-	1頁200円	ほか	-	-	-	教科書デジタルデータは、各発行者の編集方針が集結した、いわば教科書の設計図であり、各社の多くの資金と労力を費やして築いた唯一無二の事業資産であり、他者が同様のものを保有することはなく、秘密保持の観点からDTPデータを部外者に渡すことができない等の理由のため	その他
平成24年度化学物質過敏症の児童生徒に影響の少ない教科書モデルに関する調査研究	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月6日	一般社団法人教科書協会 会長 川畑 悠範	東京都江東区千石1丁目9番28号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	化学物質過敏症の児童・生徒個人に対応したコピー本などを、事務作業及び経費の両面において効率的に作成・配付することのできる相手方は、対応本の元となる教科書を作成し著作権を所有している教科書発行者を会員とする唯一の団体である同協会他に存在しないため。	1,500,000	1,500,000	100.00%	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の要件を備えた者と契約を行うものであるため。	その他	
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	東京書籍株式会社	東京都北区堀船2丁目17番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	2,108,679,606	-	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	

平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	大日本図書株式会社	東京都文京区大塚3丁目11番6号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	186,971,994	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘1丁目13番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	245,280,717	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	学校図書株式会社	東京都北区東十条3-10-36	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	302,275,908	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	株式会社 三省堂	東京都千代田区三崎町二丁目2番14号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	3,160,476	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	教育出版株式会社	東京都千代田区神田神保町2丁目10番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	806,681,205	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	社団法人 信州教育出版社	長野市旭町1098	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	18,276,489	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎2丁目19番9号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,027,538,622	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	株式会社 新興出版社啓林館	大阪市天王寺区大通4-3-25	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	617,478,048	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
平成24年度後期用教科用図書	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月16日	日本文教出版株式会社	大阪府大阪市住吉区南住吉4丁目7番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	734,741,865	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
在外日本人女子用教科書(平成24年度後期用)の購入	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年6月29日	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎2丁目19番9号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	在外日本人女子用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定する。当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	12,259,519	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
在外日本人女子用教科書(平成24年度後期用)の購入	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年6月29日	東京書籍株式会社	東京都北区堀船2丁目17番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	在外日本人女子用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定する。当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	29,278,398	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
在外日本人女子用教科書(平成24年度後期用)の購入	初等中等教育局長 布村 幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年6月29日	日本文教出版株式会社	大阪府大阪市住吉区南住吉4丁目7番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	在外日本人女子用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定する。当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	4,986,024	-	-	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他
高速複写機の賃貸借及び保守等一式	国立教育政策研究所総務部長 笠井 俊秀	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	富士ゼロックス株式会社 文教第一営業部	東京都港区六本木3-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該機器を前年度に引き続き賃貸借するものであり、相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,879,542	-	-	当該機器を前年度に引き続き賃貸借するため、相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	イ(イ)
作業事務室賃貸借	国立教育政策研究所総務部長 笠井 俊秀	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	米山 幸子	東京都港区西新橋1-8-4	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該作業事務室を引き続き賃貸借するものであり、相手方は他に存在せず、競争を許さないため。	-	680,263	-	-	当該作業事務室を引き続き賃貸借するものであり、相手方は他に存在せず、競争を許さないため。	イ(イ)
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(東京都)	研究開発局開発企画課長 田口 康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	東京都健康安全研究センター	新宿区百人町3-24-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるか分からない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	10,510,587	10,510,587	100.00%	-	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(神奈川県)	研究開発局開発企画課長 田口 康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	神奈川県	横浜市中区日本大通1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるか分からない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	13,580,079	13,580,079	100.00%	-	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他

平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(山口県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	山口県	山口市滝町1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5,329,821	5,329,821	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(福岡県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	10,110,550	10,110,550	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(宮崎県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	宮崎県	宮崎市橋通東2-10-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5,404,668	5,404,668	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(熊本県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	熊本県	熊本市中央区水前寺6-18-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	12,664,634	12,664,634	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(奈良県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	奈良県	奈良市登大路町30	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	25,053,431	25,053,431	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(山形県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	山形県	山形市松波2-8-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	19,807,352	19,807,352	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(福島県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	福島県	福島市杉妻町2-16	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	8,892,391	8,892,391	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(茨城県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	茨城県	水戸市笠原町978-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5,039,562	5,039,562	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計委託事業「環境放射能水準調査」(群馬県)	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	群馬県	前橋市大手町1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力災害は特殊なものであり、災害の対処には放射線及び原子力に関する専門知識を有し、かつ地方公共団体及び住民から信頼を得た機関の指示助言等が不可欠であり、また、国民に不安感を与えないためにも現在の体制を維持する必要があるため。これらのことから、いつ起こるかかわからない原子力災害に国民の信頼を確保しつつ、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から間断なく取り組むことができる機関は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	22,412,545	22,412,545	100.00%	—	事務・事業の性質から地方公共団体に調査等を委託するものであるため。	その他
平成24年度エネルギー対策特別会計施設用地に係る土地の賃貸借	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	独立行政法人日本原子力研究開発機構東海海研究開発センター	茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	茨城県那珂郡東海村白方白根2-72の土地を所有する相手方は他に存在しないため、会計法第29条の3第4項に基づく随意契約とする。	1,760,637	1,760,637	100.00%	—	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が特定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため。	その他
モノコク複写機、フルカラー複合機の賃貸借、保守及び消耗品の供給一式	研究開発局開発企画課長 田口康	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	キャンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	初年度の契約において一般競争入札を実施し、予算成立を前提とした複数年度継続による契約であることから、相手方は他に存在せず、競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に基づく随意契約とする。	183,438	183,438	100.00%	—	初年度の契約において一般競争入札を実施し、予算成立を前提とした複数年度継続による契約であることから、相手方は他に存在せず、競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に基づく随意契約とする。	その他
科学技術政策研究所サテライトオフィス賃貸借	科学技術政策研究所長 桑原 輝隆	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	国立大学法人政策研究大学院大学	東京都港区六本木七丁目22番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	本件は、大学敷地内における当該居室を賃貸するものであり、契約の相手方も特定される。	—	3,968,400	—	—	本件は、大学敷地内における当該居室を賃貸するものであり、契約の相手方も特定される。	口
原子力艦寄港に伴う放射線量の測定	科学技術・学術政策局長 土屋 定之	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	横須賀市	神奈川県横須賀市小川町11番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力艦の受入先であることと、寄港にあたって文部科学省をはじめとした関係省庁との連絡調整、現地情報の把握、環境放射線モニタリングに係る機器トラブルの速やかな対応及び現地における環境モニタリングに関する土地の手配等を一貫して行え、さらに米軍基地内での調整も実施でき、かつ原子力艦寄港地周辺住民等の健康と安全を図る自治体である横須賀市以外にはないため。	20,250,780	20,250,780	100.00%	—	原子力艦の受入先であることと、寄港にあたって文部科学省をはじめとした関係省庁との連絡調整、現地情報の把握、環境放射線モニタリングに係る機器トラブルの速やかな対応及び現地における環境モニタリングに関する土地の手配等を一貫して行え、さらに米軍基地内での調整も実施でき、かつ原子力艦寄港地周辺住民等の健康と安全を図る自治体である横須賀市以外にはないため。	その他

原子力艦寄港に伴う放射線量の測定	科学技術・学術政策局長 土屋定之	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	佐世保市	長崎県佐世保市八幡町1番10号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力艦の受入先であること、寄港にあたって文部科学省をはじめとした関係省庁との連絡調整、現地情報の把握、環境放射線モニタリングに係る機器トラブルの速やかな対応及び現地における環境モニタリングに関する土地の手配等を一貫して行え、さらに米軍基地内での調整も実施でき、かつ原子力艦寄港地周辺住民等の健康と安全を図る自治体である佐世保市以外にはないため。	16,896,000	16,896,000	100.00%	-	-	原子力艦の受入先であること、寄港にあたって文部科学省をはじめとした関係省庁との連絡調整、現地情報の把握、環境放射線モニタリングに係る機器トラブルの速やかな対応及び現地における環境モニタリングに関する土地の手配等を一貫して行え、さらに米軍基地内での調整も実施でき、かつ原子力艦寄港地周辺住民等の健康と安全を図る自治体である佐世保市以外にはないため。	その他
原子力艦寄港に伴う放射線量の測定	科学技術・学術政策局長 土屋定之	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	沖縄県	沖縄県那覇市泉崎丁目2番地2号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力艦の受入先であること、寄港にあたって文部科学省をはじめとした関係省庁との連絡調整、現地情報の把握、環境放射線モニタリングに係る機器トラブルの速やかな対応及び現地における環境モニタリングに関する土地の手配等を一貫して行え、さらに米軍基地内での調整も実施でき、かつ原子力艦寄港地周辺住民等の健康と安全を図る自治体である沖縄県以外にはないため。	15,156,591	15,156,591	100.00%	-	-	原子力艦の受入先であること、寄港にあたって文部科学省をはじめとした関係省庁との連絡調整、現地情報の把握、環境放射線モニタリングに係る機器トラブルの速やかな対応及び現地における環境モニタリングに関する土地の手配等を一貫して行え、さらに米軍基地内での調整も実施でき、かつ原子力艦寄港地周辺住民等の健康と安全を図る自治体である沖縄県以外にはないため。	その他
福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の長期的影響把握手法の確立	科学技術・学術政策局長 土屋定之	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年6月29日	独立行政法人日本原子力研究開発機構	茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の4	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	放射性物質の動態挙動を詳細に把握するためには、平成23年度に実施した緊急研究及び第3次補正予算による調査研究の手法・測定精度を維持し、同様の調査を実施することにより、平成23年度からの様々な環境中における空間線量率、放射能濃度の変化量を精度良く測定し、その変化傾向を把握していくことが不可欠であるため。	1,341,736,608	1,341,736,608	100.00%	-	-	放射性物質の動態挙動を詳細に把握するためには、平成23年度に実施した緊急研究及び第3次補正予算による調査研究の手法・測定精度を維持し、同様の調査を実施することにより、平成23年度からの様々な環境中における空間線量率、放射能濃度の変化量を精度良く測定し、その変化傾向を把握していくことが不可欠であるため。	その他
国宝高松塚古墳壁画保存修理作業	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月9日	一般社団法人国宝修理装演師連盟	京都府京都市中京区東洞院御池下ル笹屋町445 日宝丸丸ビル2F-1・2号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該作業の実施可能な技術を有する相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	46,602,849	-	-	-	当該修理事業は、装こう修理技術全般にわたる高度な専門技術を要するものであり、かつ古墳壁画の微細な状況の変化に応じた最も適切な環境及び安全状態を充分に把握のうえ実施しなければならぬことからこれらのノウハウを活かした継続的な作業が必要不可欠であるため。	その他
国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策に関する調査等業務	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月9日	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所	東京都台東区上野公園13-43	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該業務の実施可能な技術を有する相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	41,361,839	-	-	-	当該業務は、これまでの高松塚古墳壁画の環境対策をはじめとする保存管理、壁画の修理や生物被害対策をふまえ、文化財保存科学、保存環境、保存修復の観点から総合的・一体的な調査が必要不可欠であるため。	その他
国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策に関する研究等業務	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月9日	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所	奈良県奈良市二条町2-9-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該業務の実施可能な技術を有する相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	63,662,405	-	-	-	当該業務は、これまでの高松塚古墳の発掘調査や壁画材料の調査等を通じた科学的かつ学術的成果をふまえ、文化財保存科学、考古学、史跡整備の観点から総合的・一体的な研究が必要不可欠であるため。	その他
「次世代がん医療創生研究HQ」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「次世代がん医療創生研究HQ」及びその実施機関は、プロジェクト全体の推進方針策定、参画機関間の調整等の任務を担うものである。業務主任者である野田哲生は、日本癌学会理事長を務めているほか、厚生労働省による対策推進協議会がん研究専門委員会委員長を務めており、我が国のがん研究の全体像を最も把握しているとともに、マネジメント能力を有している。また、野田が所属している公益財団法人がん研究会は、100年以上の歴史を有する我が国を代表するがん研究の機関であり、様々な分野のがん研究を俯瞰的に統括することができる能力を有する機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	80,000,000	-	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「次世代がん医療創生研究HQ」(次世代がん研究の研究倫理支援と倫理的・社会的側面の課題抽出)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「次世代がん医療創生研究HQ」(次世代がん研究の研究倫理支援と倫理的・社会的側面の課題抽出)及びその実施機関は、研究倫理の観点から助言・指導する任務を担うものである。業務主任者である武藤善博は、医学研究倫理、とりわけゲノムを用いた医学研究の倫理的側面の研究の専門家であるとともに、東京大学において医療倫理支援室長を務めており、研究倫理に係る支援を組織として行うことができる能力を有する機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	20,000,000	-	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「次世代がん研究推進のためのシーズ育成支援基盤」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「次世代がん研究推進のためのシーズ育成支援基盤」及びその実施機関は、プロジェクトに参画する研究機関から導出される候補の解析・処理支援、また、知的財産権の確保支援等、本プロジェクトにおいて横断的に研究を支援する任務を担うものである。実施機関である公益財団法人がん研究会は、100年以上の歴史を有する我が国を代表するがん研究の機関であり、様々な分野の研究を俯瞰的に統括することができる能力を有し、分野横断的に支援を行うことができる機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	298,600,000	-	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「次世代がん研究推進のためのシーズ育成支援基盤」(革新的がん治療開発のためのハイスクリーンニング基盤、及び動物を用いた標的分子のPOC取得と阻害剤の薬効評価)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人理化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「次世代がん研究推進のためのシーズ育成支援基盤」及びその実施機関は、プロジェクトに参画する研究機関から導出される候補の解析・処理支援、また、知的財産権の確保支援等、本プロジェクトにおいて横断的に研究を支援する任務を担うものである。実施機関である独立行政法人理化学研究所は、3万種以上の化合物を収束した化合物ライブラリーを有し、分野横断的に支援を行うことができ、機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	240,000,000	-	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「次世代がん研究推進のためのシース育成支援基金」(天然物ライブラリーを用いた探索試験の実施)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人産業技術総合研究所	東京都千代田区霞が関一丁目3番3号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「次世代がん研究推進のためのシース育成支援基金」及びその実施機関は、プロジェクトに参画する研究機関から導出される候補の解析・処理支援、また、知的財産権の確保支援等、本プロジェクトにおいて横断的に研究を支援する任務を担うものである。実施機関である独立行政法人産業技術総合研究所は、30万種以上の天然物を収集した化合物ライブラリー及び解析用スーパーコンピュータを有し、分析機能的に支援を行うことができる機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	26,400,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」(グリオーマ幹細胞特異的分子群を標的とした新規治療法の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人北海道大学	北海道札幌市北区北15条5丁目5	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞内で無限の自己複製能を有し、増殖活性に富む細胞を生み出すがん幹細胞の特性を明らかにし、これを特異的に攻撃する治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である愛媛大学は、腫瘍形成能の高いがん化しやすいグリオーマ幹細胞に関する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。本課題の業務主任者が平成24年度に異動となり、北海道大学において引き続き上記課題を実施することとしており、北海道大学についても本研究を推進するのに適切な機関である。	-	10,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「次世代がん研究推進のためのシース育成支援基金」(がん臨床シース育成グループ研究事業における臨床検体のゲノミクス・エピゲノミクス解析支援)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	次世代がん研究戦略推進プロジェクトの実施課題「次世代がん研究推進のためのシース育成支援基金」及びその実施機関は、プロジェクトに参画する研究機関から導出される候補の解析・処理支援、また、知的財産権の確保支援等、本プロジェクトにおいて横断的に研究を支援する任務を担うものである。実施機関である国立大学法人東京大学は、次世代がんゲノム解析を用いて大規模にゲノム解析を行う部署を有するとともに、臨床研究に特化したスーパーコンピュータを有し、分析機能的に支援を行うことができる機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	200,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人金沢大学	石川県金沢市市角町又7番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞内で無限の自己複製能を有し、増殖活性に富む細胞を生み出すがん幹細胞の特性を明らかにし、これを特異的に攻撃する治療法を開発する任務を担うものである。業務主任者である平尾敬は、白血病幹細胞治療抵抗性メカニズムの研究がNature誌に掲載されるなど、我が国を代表するがん幹細胞研究者である。また、平尾が所属する金沢大学は、がん研究を専門に行う学全組織であるがん進展制御研究所を有し、組織学的に臨床研究・解析を行う体制を備えた機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	38,500,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」(幹細胞ストレス応答シグナル制御によるがん根治療法の開発におけるFOXO活性調節制御機構の解明と化合物探索)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人国立長寿医療研究センター	愛知県府中市森岡町源吾35	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞内で無限の自己複製能を有し、増殖活性に富む細胞を生み出すがん幹細胞の特性を明らかにし、これを特異的に攻撃する治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である国立長寿医療研究センターは、転写因子FOXOの解析を担当するが、FOXOは骨量といた老化に関連すると考えられる因子であり、当該センターが得意とする分野であり、効果的に研究を進められる機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,500,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」(グリオーマおよびスキルス胃がん幹細胞の制御による治療法の開発、肝がん幹・前駆細胞抗原の同定と治療抗体の開発及びがん幹細胞を標的とした治療用遺伝子編集ウイルスの開発研究)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞内で無限の自己複製能を有し、増殖活性に富む細胞を生み出すがん幹細胞の特性を明らかにし、これを特異的に攻撃する治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である東京大学は、細胞増殖抑制作用を有するタンパク質であるTGF-βの解析を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	46,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」(グリオーマおよびスキルス胃がん幹細胞の制御による治療法の開発、肝がん幹・前駆細胞抗原の同定と治療抗体の開発及びがん幹細胞を標的とした治療用遺伝子編集ウイルスの開発研究におけるGβ-EMTシグナルを標的としたがん幹細胞の制御)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人山梨大学	山梨県甲府市市田四丁目4番37号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞内で無限の自己複製能を有し、増殖活性に富む細胞を生み出すがん幹細胞の特性を明らかにし、これを特異的に攻撃する治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である山梨大学は、細胞増殖抑制作用を有するタンパク質であるTGF-βと上皮細胞から間葉系細胞への変質の関連に関する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	6,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」(酸化ストレス回避機構を標的としたがん幹細胞治療戦略の考案及び太陽がん幹細胞を標的とした創薬スクリーニング)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人慶應義塾	東京都港区三田二丁目15番45号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞内で無限の自己複製能を有し、増殖活性に富む細胞を生み出すがん幹細胞の特性を明らかにし、これを特異的に攻撃する治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である慶應大学は、がん幹細胞が持つ酸化ストレスに対する抵抗性に関する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	30,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」(クリオーム幹細胞特異的因子群を標的とした新規治療法の開発)における立体構造を利用した抗原-抗体最適化結合の解析による高親和性ヒト(化)抗体の調製	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人理化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん幹細胞を標的とした根治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞内で無限の自己複製能力を有し、増殖速度に富み細胞を生み出すがん幹細胞の特性を明らかにし、これを特異的に攻撃する治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である愛媛大学は、腫瘍形成の多いがん化しやすいクリオーム幹細胞に関する研究における抗体作成を担当が、理化学研究所は長年化合物合成等の研究を進めており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	5,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」及びその実施機関は、がんの浸透、転移の重要な要素と考えられるがん細胞周辺の微小環境の特性を規定する分子群を同定し、それを標的とした治療法を開発する任務を担うものである。業務主任者である松山徹は、がん微小環境に関する研究がSciencemagに掲載された。我が国を代表するがん微小環境研究者である。また、秋山所長とする東京大学分子細胞生物学研究所は、分子細胞レベルで生命科学の研究を行う目的で設置された組織であり、東京大学内6研究科にまたがって横断的に研究を行っており組織的に臨床研究・解析を行う体制を備えた機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	91,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」(微小環境に注目したがんの治療戦略開発及び活性化型ナルディライジンを標的とする新規抗体製剤の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人京都大学	京都市京都市左京区吉田本町	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」及びその実施機関は、がんの浸透、転移の重要な要素と考えられるがん細胞周辺の微小環境の特性を規定する分子群を同定し、それを標的とした治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である京都大学は、大腸がんの転移に深く関与する遺伝子について、その特性を低分子化合物を探索し、新たな抗がん薬を開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	41,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」(Vasohibinファミリーを応用したがんの発育・転移の制御)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東北大学	宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」及びその実施機関は、がんの浸透、転移の重要な要素と考えられるがん細胞周辺の微小環境の特性を規定する分子群を同定し、それを標的とした治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である東北大学は、がん微小環境中でのがんの進展に深く関与する腫瘍血管に関連する因子を同定し、その因子に対応した新たな抗がん薬を開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	30,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」(低酸素誘導転写因子活性化を有する腫瘍細胞の根絶をめざす環境センシング機能タンパク製剤の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京工業大学	東京都目黒区大岡山二丁目12番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」及びその実施機関は、がんの浸透、転移の重要な要素と考えられるがん細胞周辺の微小環境の特性を規定する分子群を同定し、それを標的とした治療法を開発する任務を担うものである。実施機関である東京工業大学は、腫瘍細胞の低酸素領域で活性化しがん細胞の増殖、悪性化を促進する因子を同定し、その因子に対応した新たな抗がん薬を開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	16,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人京都大学	京都市京都市左京区吉田本町	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」及びその実施機関は、がん細胞内で見られる細胞周期進行に係る特異的な動作原理を明らかにすることにより、それを標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。業務主任者である石川冬木は、染色体末端(テロメア)の活性化に係る研究成果が複数の国際学術誌に掲載されるなど、我が国を代表する染色体研究者である。また、石川が所属する京都大学生命科学研究科は、生命科学分野横断的に研究することを目的として設置されており、遺伝子・染色体の研究に長けており、組織的に研究を行う体制を備えた機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	50,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」(TACC3を標的としたがん治療・予防法の開発及びがん分子標的治療薬シリーズとしてのタンキラーゼ阻害剤の探索開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明三丁目8番51号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」及びその実施機関は、がん細胞内で見られる細胞周期進行に係る特異的な動作原理を明らかにすることにより、それを標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である公益財団法人がん研究会は、担癌剤候補の薬効評価や指標化を図る研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	45,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」(がん分子標的治療薬シリーズとしてのタンキラーゼ阻害剤の探索開発におけるタンキラーゼ阻害剤探索および阻害剤の生化学的評価系の構築)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人理化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」及びその実施機関は、がん細胞内で見られる細胞周期進行に係る特異的な動作原理を明らかにすることにより、それを標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である理化学研究所は、阻癌剤候補のスクリーニング及び生化学的評価を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	5,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」(MAPキナーゼシグナルとがん染色体を標的とした治療法の探索)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人近畿大学	大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」及びその実施機関は、がん細胞内で見られる細胞周期進行に係る特異的な転写原理を明らかにすることにより、それを標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である近畿大学は、分裂促進因子活性化タンパク質キナーゼの阻害化合物探索による新規抗がん薬開発を担当が、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	15,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	愛知県がんセンター	愛知県名古屋市千種区鹿子殿1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエペグノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエペグノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である近畿大学は、エペグノム異常に関する研究成果をこれまで世界に先駆けて発表してきた研究者であった。また、近畿が所属する愛知県がんセンターは、東の一研究機関であるもの、がん研究においてこれまでも特筆すべき成果を上げており、組織的に研究を行う体制備定した機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	40,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」(発がんに関わるヒストン修飾酵素を標的とした抗がん剤の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエペグノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエペグノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である理化学研究所は、発がんに関係すると見られているヒストン修飾酵素に対して標的とする小分子化合物の発見を目指した研究を続け、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	21,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」(発がんに関わるヒストン修飾酵素を標的とした抗がん剤の開発におけるシード化合物の抗がん活性検討)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人微生物化学研究会	東京都品川区大崎三丁目14番23号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエペグノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエペグノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である微生物化学研究会は、発がんに関係すると見られているヒストン修飾酵素に対して標的とする小分子化合物の発見を目指した研究の中で、動物実験による抗がん活性の検討を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	6,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」(発がんに関わるヒストン修飾酵素を標的とした抗がん剤の開発におけるシード化合物の合成及び最適化)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京医科歯科大学	東京都文京区湯島一丁目5番45号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエペグノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエペグノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である東京医科歯科大学は、発がんに関係すると見られているヒストン修飾酵素に対して標的とする小分子化合物の発見を目指した研究の中で、化合物のデザイン、合成法等の検討を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	3,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」(エペグノム発がんを標的とした診断・治療法の実用化及び予知メア・マイクロRNAによるがんのリスク診断とマイクロRNAによるエペグノム調節治療法の開発におけるサンプル収集・臨床データ解析)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人国立がん研究センター	東京都中央区築地五丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエペグノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエペグノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である国立がん研究センターは、幹細胞の維持に必須である酵素を標的としたがん治療法開発を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	30,550,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」(テロメア・マイクロRNAによるがんのリスク診断とマイクロRNAによるエペグノム調節治療法の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目3番2号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエペグノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエペグノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である広島大学は、老化に変化するエペグノム変化としてのマイクロRNAの発現変化等を解析・評価し、がん発症予防に寄与する診断システムの開発を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	19,450,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」(がん細胞におけるマイクロRNA異常メカニズムの統合解析と診断・治療への応用)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	北海道公立大学法人札幌医科大学	北海道札幌市中央区南1条西17丁目1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がんエペグノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエペグノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエペグノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である札幌医科大学は、がん関連マイクロRNAのゲム、エペグノム異常を関連することによるがん診断メーカの開発を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	15,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人九州大学	福岡県福岡市東区箱崎六丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」及びその実施機関は、がん組織において関連遺伝子が発現する際のコントロール機構を用いた新規抗がん剤のリード化合物を開発する任務を担うものである。業務主任者である山根氏は、リハビリやエビデンス化といったタスクの管理に定着した経験と、組織に關して、我が国を代表する研究者であり、これまでに、nature誌、Science誌といった世界を代表する学術誌に数多くの論文が掲載されている。また、山中が所属する九州大学は、生命科学分野におけるGCOE拠点と成っており、本研究課題の基盤となる要素が整備されている機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	39,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」(タンパク質メチル化を標的としたがんの新規分子標的治療薬の開発及びRac活性化機構を標的としたがん細胞の浸透、転移を抑制する低分子化合物の開発における化合物合成)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」及びその実施機関は、免疫療法や化学療法等を受けたがん患者の疫体を用いて免疫学的解析を行うことにより、免疫制御療法の評価を行い、適切な併用する免疫療法(複合免疫療法)の構築を図る任務を担うものである。実施機関である東京大学は、タンパク質メチル化関連酵素からがん治療薬となりうる化合物を探索する研究を担当するが、長年研究を続け特許すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	24,500,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」(ナンセンスmRNA分解経路を標的としたがん戦略の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公立大学法人横浜市立大学	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞の増殖の抑制とがん免疫とを誘導することがわかっているナンセンスmRNA分解経路について、この経路を抑制する低分子化合物の探索とその制がん機構の解析を通じて、新たながん戦略を開発する任務を担うものである。実施機関である横浜市立大学は、がん細胞増殖と免疫に關するRNA分解経路の抑制を行う化合物の探索による新規抗がん剤の研究を担当するが、長年研究を続け特許すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	30,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」(がん抑制遺伝子の翻訳抑制機構を標的とした核酸医薬の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人産業技術総合研究所	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん関連遺伝子産物の転写後発現調節を標的とした治療法の開発」及びその実施機関は、がん細胞の抑制に關して、これが制御するタンパク質を同一し、がん抑制遺伝子のタンパク質発現量を上昇させる核酸医薬の開発を目指すものである。実施機関である産業技術総合研究所は、がん抑制遺伝子の発現低下をもたすRNA結合に対する核酸医薬の探索を担当するが、長年研究を続け特許すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	15,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人名古屋大学	愛知県名古屋市中区鶴舞町65	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん抗体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。業務主任者である直江知樹は、白血病に係る臨床試験を協力して行う成人白血病治療共同研究グループ(JALSG)の代表を務めており、研究機関が共同して実施する臨床試験の構築、また、そのメンテナンス能力に優れている。また、直江が所属する名古屋大学は、JALSGの中核的機関として白血球の臨床試験に参画しており、組織的に臨床研究・解析を行う体制を備えた機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	24,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」(白血病ゲノムに基づく個別化治療の確立における抗体集積・CML臨床研究)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人浜松医科大学	静岡県浜北市東区半田山一丁目20番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん抗体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である浜松医科大学は、名古屋大学と協力して、白血病に係る臨床試験、及びそこから得られる抗体を用いた遺伝子発現等を担当するが、長年研究を続け特許すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	5,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」(白血病ゲノムに基づく個別化治療の確立における染色体保存管理・遺伝子解析)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人熊本大学	熊本県熊本市黒髪二丁目39番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん抗体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である熊本大学は、中核機関等が実施する臨床試験で得られる抗体の存在管理を担当するが、長年研究を続け特許すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	3,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」(白血病ゲノムに基づく個別化治療の確立における染色体中央診断・遺伝子解析)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	京都府公立大学法人	京都府京都市上京区河原町通広小路の権井町465番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん抗体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である京都府公立大学法人は、中核機関等が実施する臨床試験で得られる抗体の染色体診断を担当するが、長年研究を続け特許すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	-	3,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」（白血病ゲノムに基づく層別化治療の確立におけるデータセンター・骨髄異形成症候群臨床研究）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人長崎大学	長崎県長崎市文政町1番14号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を活用して解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である長崎大学は、中核機関等が実施する臨床試験で得られるデータ管理を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	5,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」（骨髄異形成症候群におけるエビゲノム関連マーカーの同定と実用化）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を活用して解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である東京大学は、骨髄異形成症候群に係る臨床試験を実施し、得られる検体を解析することにより診断技術等を開発する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	25,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」（卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人岩手医科大学	岩手県盛岡市内丸19番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を活用して解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である岩手医科大学は、卵巣がんに係る臨床試験を実施し、得られる検体を解析することにより予後を予測する技術等を開発する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	9,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」（卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体保存）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人鳥取大学	鳥取県鳥取市湖山町南四丁目101番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を活用して解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である鳥取大学は、中核機関等が実施する臨床試験で得られる検体の保存管理を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	9,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」（大腸がん治療反応性を予測するバイオマーカーの探索）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東北大学	宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を活用して解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である東北大学は、大腸がんに係る臨床試験を実施し、治療反応性を予測する技術等を開発する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	23,750,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」（大腸がん治療反応性を予測するバイオマーカーの探索における治療標的探索-乳がんとの比較）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人秋田大学	秋田県秋田市手形学園町1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を活用して解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につながる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である秋田大学は、東北大学と協力して大腸がん患者の検体の解析を実施し、治療反応性を予測する技術等を開発する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,250,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「分子プロファイリングによる新規標的の同定を通じた難治がん治療開発」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京医科歯科大学	東京都文京区湯島一丁目5番45号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「分子プロファイリングによる新規標的の同定を通じた難治がん治療開発」及びその実施機関は、難治性がんの臨床検体を前エクソシークエンスや遺伝子発現解析等の分子プロファイリングを行うことにより、転移/再発のバイオマーカー候補や分子標的薬的因子の探索を担うものである。業務主任者である三木義男は、これまでに卵巣がん原発薬500例を収集するなど、本研究に必須である臨床検体の収集に長けている。また、三木が所属する東京医科歯科大学難治疾患研究所は、国立大学附属研究所で唯一難治疾患を主対象としており、難治がん研究を主導するに最適な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	59,500,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「分子プロファイリングによる新規標的の同定を通じた難治がん治療開発」（再発性乳がん）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「分子プロファイリングによる新規標的の同定を通じた難治がん治療開発」及びその実施機関は、難治性がんの臨床検体を前エクソシークエンスや遺伝子発現解析等の分子プロファイリングを行うことにより、転移/再発のバイオマーカー候補や分子標的薬的因子の探索を担うものである。実施機関であるがん研究会は、乳がん、消化器がん、悪性リンパ腫、卵巣がんに関して、臨床検体を用いてシークエンス解析等を行うことにより遺伝子変異の同定等の研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	56,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発（進行性腫瘍がんの治療感受性を規定する遺伝子変異の同定、統合的ゲノムスクニングによる難治性小児がん腫瘍の新規標的分子の探索及び悪性脳腫瘍克服のための新規治療標的及びバイオマーカーの創出）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発」及びその実施機関は、難治性がんの臨床検体を前エクソシーケンスや遺伝子発現解析等の分子プロファイリングを行うことにより、転移/再発のバイオマーカー候補や分子標的薬耐性因子の探索を担うものである。実施機関である東京大学は、参画機関と協力して腫瘍がん臨床検体を収集し、解析により再発等に關する遺伝子群を同定し、新たな腫瘍治療の開発する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	45,500,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発（進行性腫瘍がんの治療感受性を規定する遺伝子変異の同定における検体収集）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発」及びその実施機関は、難治性がんの臨床検体を前エクソシーケンスや遺伝子発現解析等の分子プロファイリングを行うことにより、転移/再発のバイオマーカー候補や分子標的薬耐性因子の探索を担うものである。実施機関である帝京大学は、東京大学が実施する解析のため、参画機関と協力して腫瘍がん臨床検体を収集する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	2,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発（進行性腫瘍がんの治療感受性を規定する遺伝子変異の同定における検体収集）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人北里研究所	東京都港区白金五丁目9番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発」及びその実施機関は、難治性がんの臨床検体を前エクソシーケンスや遺伝子発現解析等の分子プロファイリングを行うことにより、転移/再発のバイオマーカー候補や分子標的薬耐性因子の探索を担うものである。実施機関である北里大学は、東京大学が実施する解析のため、参画機関と協力して腫瘍がん臨床検体を収集する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	2,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発（分子標的薬の感受性・耐性を規定する新たな分子機構の解明）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人金沢大学	石川県金沢市角間町ヌ7番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「分子プロファイリング」による新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発」及びその実施機関は、難治性がんの臨床検体を前エクソシーケンスや遺伝子発現解析等の分子プロファイリングを行うことにより、転移/再発のバイオマーカー候補や分子標的薬耐性因子の探索を担うものである。実施機関である金沢大学は、肺がんにおいて遺伝子発現の同定と耐性を規定する業務を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	22,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人九州大学	福岡県福岡市東区箱崎六丁目10番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たなながん治療の実用化を図る任務を担うものである。業務を担当する東京大学は、肺がんを中心とした臨床試験を協力して行なうIPO法人日本がん研究機構(WJOG)の理事長の他、日本肺癌学会の理事長を務めるなど、研究機関が共同して実施する臨床試験の実施、また、そのマネジメント能力に優れている。また、中西が所属する九州大学は、JALSGが実施する臨床試験に参画しており、組織的に臨床研究・解析を行う体制を備えた機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	21,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」（肺がんにおける上皮成長因子受容体チロシンキナーゼ阻害剤耐性機構の解明における遺伝子解析、及び乳がんのTKI感受性・耐性を規定する分子機構の解明における遺伝子解析・検体保存）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人近畿大学	大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たなながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である学校法人近畿大学は、TKIを使用した肺がん臨床試験及び乳がん臨床試験での検体を用いて分子機構の解明研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	15,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」（肺がんにおける上皮成長因子受容体チロシンキナーゼ阻害剤耐性機構の解明における遺伝子・ベースライン耐性解析）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	愛知県がんセンター	愛知県名古屋市千種区鹿子殿1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たなながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である愛知県がんセンターは、TKIを使用した肺がん臨床試験の検体を用いて耐性機構の分子病理学的研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	9,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」（ALK-TKI1感受性・耐性を規定する遺伝子変異の同定）	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人自治医科大学	栃木県下野市薬師寺3311番地1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たなながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である自治医科大学は、TKIを使用した肺がん患者の検体を二次変異を用いた解析をし、耐性機構の解明、二次変異に係る研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	30,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」(ALK-K-TKI感受性・耐性を規定する遺伝子変異の同定における変異遺伝子の機能解析)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東工科大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である東工科大学は、TKIを使用したがん患者の検体を用いて変異遺伝子の機能解析を、自治医科大学と協力して担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	5,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。
「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」(チロシンキナーゼ阻害剤治療における新たな治療標的の同定、薬剤耐性の解明及び克服、有効性予測を可能にするゲノムプロファイルの同定)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人慶應義塾	東京都港区三田二丁目15番45号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である慶應大学は、TKIを使用したがん患者の検体を用いてゲノム解析を行い、TKI治療の有効性予測を可能にする研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	25,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。
「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」(治療的となる新規融合型キナーゼの同定及び乳がんのTKI感受性・耐性を規定する分子機構の解明におけるCTC解析)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である財団法人がん研究会は、腫瘍組織の大量スクリーニングによる新たなチロシンキナーゼ融合遺伝子の同定に係る研究、受容体型チロシンキナーゼ(HER2)陽性乳がん患者の検体を用いたHER2発現解析を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	26,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。
「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」(乳がんのTKI感受性・耐性を規定する分子機構の解明及びEGFR遺伝子変異陽性肺がんの遺伝子的発がん機構の解明における検体収集、遺伝学的情報解析)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人埼玉医科大学埼玉医科大学	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷3番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である埼玉医科大学は、受容体型チロシンキナーゼ(HER2)陽性乳がん患者の検体を用いて因子の解析を行い、因子から得られる活性化分子の機構に係る研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	10,500,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。
「早期診断マルチバイオマーカー開発」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人名古屋大学	愛知県名古屋市中区区鶴舞前65	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。業務主体者である高橋隆は、肺がんにおけるp53遺伝子異常を発見したほか、バイオインフォマテクス解析に裏付けされた予後予測モデルを開発するなど、その研究業績は世界的に顕著なものである。また、高橋が所属する名古屋大学は、「成人白血病治療共同研究グループ(JALSG)」の中核的機関として臨床試験に参画しており、組織的・臨床的・疫学・解析を行う体制を備えた機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	40,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。
「早期診断マルチバイオマーカー開発」(メタボローム解析による血中・体液中代謝物バイオマーカーの開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人慶應義塾	東京都港区三田二丁目15番45号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。実施機関である慶應大学は、患者資料を用いて代謝物(メタボローム)測定を行い、がんの早期診断ができる代謝物マーカーを開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	16,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。
「早期診断マルチバイオマーカー開発」(メタボローム解析による血中・体液中代謝物バイオマーカーの開発における肝がん患者の血清の採取および診断)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人山形大学	山形県山形市小川町一丁目4番12号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。実施機関である山形大学は、肝臓がん患者資料を用いて代謝物(メタボローム)測定を行い、がんの早期診断ができる代謝物マーカーを開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	2,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。
「早期診断マルチバイオマーカー開発」(メタボローム解析による血中・体液中代謝物バイオマーカーの開発における腎がん患者の組織、血清、膀胱がん患者の血清、尿の採取および診断)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人浜松医科大学	静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。実施機関である浜松医科大学は、腎臓がん患者資料を用いて代謝物(メタボローム)測定を行い、がんの早期診断ができる代謝物マーカーを開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	2,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。

「早期診断マルチバイオマーカー開発」(メタボローム解析による血中・体液中代謝物バイオマーカーの開発における尿、大腸、胃がん患者の組織、血清の採取および診断)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人香川大学	香川県高松市幸町1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。実施機関である香川大学は、大腸がん、胃がん患者資料を用いて代謝産物(メタボローム)測定を行い、がんの早期診断がきき代謝産物マーカーを開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「早期診断マルチバイオマーカー開発」(エクソソーム解析によるがんの血中・唾液中マイクロRNAバイオマーカーの開発、がん細胞が特異的に生成するシェディング産物の網羅的解析によるがんの早期診断システムにおける尿中代謝物バイオマーカーの開発における尿、大腸、胃がん患者の組織、血清の採取および診断)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人国立がん研究センター	東京都中央区築地五丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。実施機関である国立がん研究センターは、マイクロRNAをエクソソーム解析することにより、血液、唾液等の体液を利用した非侵襲的な診断用バイオマーカーを開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	25,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「早期診断マルチバイオマーカー開発」(グライコーム解析によるがんの血中糖鎖バイオマーカーの開発及びがん細胞が特異的に生成するシェディング産物の網羅的解析によるがんの早期診断システムにおける尿中バイオマーカー(タンパク質断片)の探索及び胃がん試料と臨床情報の収集)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人大阪大学	大阪府吹田市山田丘1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。実施機関である大阪大学は、グライコーム解析を行うことにより、血液、組織中の糖鎖腫瘍バイオマーカーを開発する研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	32,300,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「早期診断マルチバイオマーカー開発」(グライコーム解析によるがんの血中糖鎖バイオマーカーの開発及びがん質量分析法(LC-MS)を用いた糖鎖構造の解析と糖鎖標的分子の同定)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道一丁目3番3号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「早期診断マルチバイオマーカー開発」及びその実施機関は、臨床情報が付帯した血液、唾液等の多様な患者試料に対して、最先端の解析技術を用い、バイオマーカーとなり得るタンパク、代謝物等に関する多角的な網羅的発現解析の遂行に基づいて、マルチバイオマーカー診断法を開発する任務を担うものである。実施機関である大阪府立成人病センターは、大阪大学がグライコーム解析を行う試料の作成、質量分析法による分子同定作業を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,500,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「効果的な免疫療法の確立」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人慶應義塾	東京都港区三田二丁目15番45号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「効果的な免疫療法の確立」及びその実施機関は、免疫療法や化学療法を受けたがん患者の検体を用いて免疫学的解析を行うことにより、免疫制御技術の評価を行い、適切に併用する免疫療法(複合免疫療法)の構築を図る任務を担うものである。業務主任者である河上裕は、世界各国の著名な研究者からなる米国がん免疫学会の本年度の53名のメンバーの1人に選出されるなど、その研究業績は世界的に顕著なものである。また、河上が所属する慶応義塾大学は、免疫学的解析を実施する機材を有するともに、組織病理学臨床研究、解析を行う体制を構築している。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	40,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「効果的な複合免疫療法の確立」(オンコタンチゲン由来ペプチドワクチンにおけるバイオマーカーの検証と治療戦略の構築)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人山口大学	山口県山口市吉田1677番地1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「効果的な免疫療法の確立」及びその実施機関は、免疫療法や化学療法を受けたがん患者の検体を用いて免疫学的解析を行うことにより、免疫制御技術の評価を行い、適切に併用する免疫療法(複合免疫療法)の構築を図る任務を担うものである。実施機関である山口大学は、ペプチドワクチンの臨床試験検体を用いて免疫療法の効果度合いを判別するバイオマーカー研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	18,700,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「効果的な複合免疫療法の確立」(オンコタンチゲン由来ペプチドワクチンにおけるバイオマーカーの検証と治療戦略の構築における抗がん剤併用免疫療法の開発)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人近畿大学	大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「効果的な免疫療法の確立」及びその実施機関は、免疫療法や化学療法を受けたがん患者の検体を用いて免疫学的解析を行うことにより、免疫制御技術の評価を行い、適切に併用する免疫療法(複合免疫療法)の構築を図る任務を担うものである。実施機関である学校法人近畿大学は、ペプチドワクチンの臨床試験検体を用いて免疫療法の効果度合いを判別するバイオマーカー研究を山口大学と協力し担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	3,300,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「効果的な複合免疫療法の確立」(T細胞養子免疫療法における投与T細胞と免疫効果の評価による治療戦略の構築)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人三重大学	三重県津市栗町屋町1577番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「効果的な免疫療法の確立」及びその実施機関は、免疫療法や化学療法を受けたがん患者の検体を用いて免疫学的解析を行うことにより、免疫制御技術の評価を行い、適切に併用する免疫療法(複合免疫療法)の構築を図る任務を担うものである。実施機関である三重大学は、T細胞輸注療法を受けた患者の治療前後の検体を用いて、免疫学的解析および免疫評価等の開発を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	22,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「効果的な複合免疫療法確立」(個別化ペプチドワクチンにおける血液バイオマーカーの同定と治療戦略の構築)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人久留米大学	福岡県久留米市旭町67番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「効果的な複合免疫療法の確立」及びその実施機関は、免疫療法や化学療法を受けたがん患者の検体を用いて免疫学的解析を行うことにより、免疫制御技術の評価を行い、適切に併用する免疫療法(複合免疫療法)の構築を図る任務を担うものである。実施機関である久留米大学は、がんペプチドワクチン療法臨床試験の検体を用いて臨床効果予測、治療法の選択等に係る研究を担当するが、長年研究を続け得ずべき成果を上げ、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	22,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止も有りうる。	その他
「がん薬物療法の個別適正化プログラム」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人理化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん薬物療法の個別適正化プログラム」及びその実施機関は、がん等に関連する薬剤応答性関連遺伝子の研究業務の任務を担うものである。実施機関である独立行政法人理化学研究所は、当省委託事業「個別医療の実現化プロジェクト」において、理化学研究所が開発した解析機材を用いて一塩基多型(SNP)の解析を行うことにより、ヒトDNAの解析においては我が国で唯一の機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	668,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止も有りうる。	その他
「がん薬物療法の個別適正化プログラム」(臨床研究データ並びにDNAの収集・保管、及び協力医療機関への業務支援)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「がん薬物療法の個別適正化プログラム」及びその実施機関は、がん等に関連する薬剤応答性関連遺伝子の研究業務の任務を担うものである。実施機関である東京大学は、当省委託事業「個別医療の実現化プロジェクト」において、理化学研究所が解析する一塩基多型(SNP)データの管理、また、協力医療機関から集まる検体の管理を倫理指針に則って行っており、ヒトDNAを用いた研究及びその管理においては我が国で唯一の機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	132,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目的にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止も有りうる。	その他
新興・再興感染症研究ネットワーク推進センターの運営に係る業務	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人理化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	新興・再興感染症研究拠点形成プログラムの実施課題「感染症研究ネットワーク支援センターの運営に係る業務」及び実施機関は、外部有識者で構成する感染症研究推進委員会による検討の結果、公募で選定する研究拠点に対して中立的であり、ライフサイエンス研究の基盤施設が豊富にあり、またプロジェクト型の研究センターの運営実績があることから、研究開発の運営主体として最も適当であると了承されたものである。さらに平成21年度に実施されたライフサイエンス委員会において、引き続き感染症研究を推進するための運営主体として当該機関が最も適当であると了承されたものである。	-	100,000,000	-	-	外部有識者で構成する感染症研究推進委員会による検討の結果、海外拠点設置を希望する感染症機関に対して中立的で、ライフサイエンス研究の基盤施設が豊富に整備されている、プロジェクト型の研究センターの運営実績がある等から、理研が適当であると了承されたものである。さらに平成21年度に実施されたライフサイエンス委員会において、引き続き感染症研究を推進するための運営主体として当該機関が最も適当であると了承されたものである。	その他
「ベトナムにおける長崎大学感染症研究プロジェクト」(ベトナムにおける結核菌の遺伝型に関する研究)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番地 2 4 号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「感染症研究国際ネットワーク推進プログラム」の実施課題「ベトナムにおける長崎大学感染症研究プロジェクト」及び実施機関は、平成17年度の課題の公募において、外部有識者で構成する「感染症研究推進委員会」により、研究目的・計画・事業実施方法等を審査の上、採択が決定されたものである。さらに平成21年度に実施されたライフサイエンス委員会において、引き続き本課題を実施する必要があると評価されている。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)に該当するため、同法人を随意契約の相手方として選定する。	-	5,000,000	-	-	第2期を開始するに当たり、外部有識者で構成する「新興・再興感染症研究の今後のあり方に係る検討会」において、引き続き、第1期プログラムで設置した拠点を充実・強化するとともに、国内外の他機関との連携を深めて基礎研究等継続的に実施する必要があると認められ、ライフサイエンス委員会に於いて了承されている。この方向性を踏まえ、長崎大学を中心とするベトナムにおける感染症研究プロジェクトにおいて、分担機関である国際医療研究センターが行っている結核研究を充実・強化することし、連携機関として結核研究所について第一人者である公益財団法人結核予防会結核研究所を加えた。	その他
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を選定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	217,400,000	-	-	患者に対し本プロジェクトの協力を要請する際、DNA及び血清を東京大学医学研究所に設置したバイオバンクに保管すると説明し、同意を得ている。したがって、保管場所が指定されていないことから、今後も東京大学でバイオバンクを利用する必要がある。	その他
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人岩手医科大学	岩手県盛岡市内丸19番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を選定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	31,500,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に亘って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他

「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東区中道一丁目3番3号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を決定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	15,100,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他	
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を決定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	18,400,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他	
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人順天堂 順天堂大学	東京都文京区本郷二丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を決定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	85,900,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他	
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター	東京都板橋区栄町35番2号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を決定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	14,900,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他	
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	医療法人徳洲会	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番11-1200号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を決定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	314,400,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他	

「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人日本医科大学	東京都文京区千駄木一丁目1番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現化に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を選定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	96,700,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	学校法人日本大学	東京都千代田区九段南四丁目8番24号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現化に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を選定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	61,900,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	国立大学法人滋賀医科大学	滋賀県大津市瀬田月輪町	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現化に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を選定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	8,500,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	大阪府大阪市中央区法円坂二丁目1番地14号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現化に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を選定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	15,700,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他
「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	公益財団法人結核予防会榎十字病院	東京都清瀬市松山三丁目1番地24号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現化に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切と判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書」(平成19年7月18日)において、「公募等によって新たな実施体制を選定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	4,000,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に渡って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他

「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」(血清サンプルおよび臨床情報の収集)	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	株式会社麻生飯塚病院	福岡県東区茅ヶ崎町3番地83号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「バイオバンクの構築と臨床情報データベース化」及び実施機関については、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討の結果、本プロジェクトの実現化に必要な技術及び情報が次代の経済産業基盤の構築に不可欠であること、経済活性化効果の観点から、副作用の医療費削減が期待されること、医療機関等との協力においては、情報解析、医療支援システムの構築に関して、産業界の貢献が予定されていることなど、実施機関を含めて適切に判断され、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、30万症例規模のバイオバンクを整備してきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書(平成19年7月18日)」において、「公募等によって新たな実施体制を決定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	15,600,000	-	-	DNAの提供者である患者に対し、定期的な血液採取を長期間に亘って継続して行う必要があり、協力医療機関の変更ができないため。	その他
「疾患関連遺伝子等の探索を効率化するための遺伝子多型情報の高度化」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月5日	独立行政法人理化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトの実施課題「疾患関連遺伝子等の探索を効率化するための遺伝子多型情報の高度化」及び実施機関(理研)については、個人個人にあった医療(オーダーメイド医療)を早期に実現するため、ヒトゲノムの多型を効率よく解析(SNP解析)し、疾患関連遺伝子研究を推進していく必要がある状況の中、外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討において、理研が貢献した国際ハプロタイプ地図の作成、疾患関連遺伝子探索等の成果が本プロジェクトに活用されること、また理研における世界最高水準の解析能力を有する遺伝子多型解析チームを率いていること等、遺伝子多型解析に関する十分な実績と能力を有することから、理研が本事業を実施することが妥当である、との判断がなされ、事業の目的及び計画の概要と実施者が決定されたものである。これを受け、平成15年度より、ヒトゲノム情報やヒト遺伝子の多型情報等を利用して、個人個人にあった医療を行うことを目的としたオーダーメイド医療実現化プロジェクトを実施し、疾患関連遺伝子研究を推進するため、30万症例規模のバイオバンクを利用して、SNP解析等を行ってきたところである。さらに、平成20年度以降に係る第2期への継続については、研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会オーダーメイド医療実現化の推進研究戦略作業部会にてとりまとめられた「中間報告書(平成19年7月18日)」において、「公募等によって新たな実施体制を決定・構築するものではなく、原則として、現行プロジェクトと同じプロジェクトリーダーのもと、同等の体制を維持することにより、バイオバンクの安定的な維持・運営を図り、これを活用して疾患関連遺伝子研究を着実に進めていくべき」とされており、ライフサイエンス委員会(平成19年7月26日)においても了承されたものである。	-	460,000,000	-	-	外部有識者で構成する科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による検討において、理研が世界最高水準の解析能力を有する遺伝子多型解析チームを率いていること、遺伝子多型解析に関する十分な実績と能力を有することから、理研が本事業を実施することが妥当である、との判断がなされているため。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立(卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体集積)」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月10日	学校法人久留米大学	福岡県久留米市旭町6-7番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につなげる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である久留米大学は、中核機関等が解析するための臨床検体の収集を担当するが、特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構に登録された機関であり本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立(卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体集積)」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月10日	学校法人慶應義塾	東京都港区三田二丁目15番45号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につなげる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である慶應義塾は、中核機関等が解析するための臨床検体の収集を担当するが、特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構に登録された機関であり本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立(卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体集積)」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月10日	学校法人聖マリアンナ医科大学	神奈川県川崎市宮前区普生二丁目16番地1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につなげる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である聖マリアンナ医科大学は、中核機関等が解析するための臨床検体の収集を担当するが、特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構に登録された機関であり本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立(卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体集積)」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月10日	国立大学法人新潟大学	新潟県新潟市西区五十嵐二の町805番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につなげる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である新潟大学は、中核機関等が解析するための臨床検体の収集を担当するが、特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構に登録された機関であり本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立(卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体集積)」	研究振興局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月10日	学校法人順天堂 順天堂大学	東京都文京区本郷二丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につなげる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である順天堂大学は、中核機関等が解析するための臨床検体の収集を担当するが、特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構に登録された機関であり本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他

「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」(卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体集積)	研究開発局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月10日	学校法人東海大学	東京都渋谷区富ヶ谷二丁目28番4号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につなげる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である東海大学は、中核機関等が解析するための臨床検体の収集を担当するが、特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構に登録された機関であり本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」(卵巣がんにおける化学療法効果規定因子の探索における検体集積)	研究開発局長 吉田大輔	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月20日	学校法人慈恵大学	東京都港区西新橋三丁目2番8号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施課題「創薬コンセプトに基づく戦略的治療デザインの確立」及びその実施機関は、臨床研究のがん検体及び臨床情報を用いて解析を行うことにより、臨床試験の立案や新規薬剤の開発につなげる新たな治療デザインの確立を図る任務を担うものである。実施機関である学校法人慈恵大学は東京慈恵会医科大学において、中核機関等が解析するための臨床検体の収集を担当するが、特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構に登録された機関であり本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	-	1,000,000	-	-	「次世代がん研究戦略推進プログラム」については、平成23～27年度までの5年間に継続的に実施することとしている。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。なお、今後、プロジェクト3年目を目途にプロジェクト運営及び個別の研究について評価するための外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価する予定である。評価結果によっては、次年度以降の廃止もありうる。	その他
保障措置に関する情報処理業務	研究開発局長 戸谷 一夫	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成24年4月2日	公益財団法人核物質管理センター	東京都台東区東上野一丁目28番9号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該機関は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の10により指定された者(指定情報処理機関)であり、同法施行令第51条に定める「保障措置に関する情報処理業務」を実施できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	348,707,999	348,707,999	100.00%	-	本事業は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の10により指定された者(指定情報処理機関)でなければ実施できないものであり、当該契約相手方が現状唯一の指定機関のため。	イ(イ)